

平成二十三年東北地方太平洋沖地震災害調査特別委員会理事会設置要綱

第一条 委員会の円滑な運営を図るため、委員会に理事会を置く。

第二条 理事会は、委員長、副委員長及び理事をもって構成する。

第三条 理事は、委員会で選任し、十二人とする。

第四条 理事会は、委員長が招集する。